

令和元年(ワ)第33338号

原告 半澤一宣

被告 西日本旅客鉄道株式会社 他2名

証拠説明書(その5)

2020(令和2)年11月8日

東京地方裁判所 民事第16部 御中

原告 半澤一宣

甲49号証

標目 : 列車編成のご案内(編成表)(原本)

作成日 : 2020(令和2)年2月25日(奥付に記載の発行日)

作成者 : (株)交通新聞社

立証趣旨 : 『JR時刻表』2020年3月号の967~982頁の写しです。

『JR時刻表』はJR旅客6社が共同編集する月刊誌で、JRの駅では業務用としても使われています。

この号では2020年3月14日のダイヤ改正の内容が初めて掲載されました。

この「列車編成のご案内」では、JR旅客6社が運行する新幹線、特急列車、および指定席を連結した快速列車の全列車(臨時列車を除く)の編成を掲載しています。

被告JR東海と被告JR西日本は、このダイヤ改正の直前に、東海道~山陽新幹線で、700系16両編成(座席で喫煙できる、いわゆる「喫煙車」を連結した列車)の運行を終了しました。そのため、この「列車編成のご案内」では、982頁の「サンライズ瀬戸・出雲」の6号車と13号車を除く全列車の全車両に、禁煙車マークが付くことになりました。

また喫煙ルームがある旨の注記が、東海道~山陽新幹線のN700系と500系、および山陽~九州新幹線のN700系で運行する列車以外には、どこを探しても見当たらないこともわかります。

原告は既に【甲32~34号証】で、東海道~山陽~九州新幹線と「サンライズ瀬戸・出雲」以外では全列車完全禁煙が実現していることを立証していますが、その事実をより理解しやすい資料として、追加提出します。

以上